

司法書士による「相続登記・空き家対策セミナー」@塩尻市北小野地区

～相続登記を学ぼう～ R6.7.20 実施

《セミナーの概要》

令和6年4月1日から義務化された相続登記の内容や罰則、一般的な相続手続きや費用について、実際の事例等を交えながら講義していただき、12名の参加がありました。

また、全体講義終了後は、事前に申し込まれた4名の方が個別相談会に参加し、司法書士に相談しました。

《セミナーのまとめ》

- 令和6年4月1日から相続登記が義務化され、基本相続等で不動産取得を知った日から3年以内に手続きをする必要があり、正当な理由がない場合、罰則規定もある。また、法改正以前に相続した不動産も登記義務の対象となるが、令和9年3月31日までに相続登記すればよい。
- 遺産分割がまとまらず速やかに相続登記をできない場合、相続人であることを法務局に申告することで申請義務を履行したこととみなす「相続人申告登記制度」がある。ただし、所有権の取得とはならず、遺産分協議が成立後は、3年以内に名義変更登記の必要がある。
- 相続の方法は主に、「遺言」と「遺産分割」の2つがあり、遺言については、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つがある。費用は多少かかっても安全性や効力の観点からも公正証書遺言がおススメである。
- 戸籍の広域交付制度が始まり、本籍地以外の市区町村窓口でも、戸籍証明書や除籍証明書の取得が基本可能となった。請求できる者は配偶者や直系尊属、直系卑属だが、きょうだいには請求できない。

《今後の対応》

相続登記が完了していないと、不動産の売却や賃貸が出来ないことはもとより、行政等から空き家の適正管理依頼等ができないことから、結果として近隣住民に悪影響を及ぼすこととなります。

相続が複雑になる前に速やかに登記手続きをしていただけるよう、住民啓発として今後も市内の他地区においてもセミナー等を開催していきます。

